

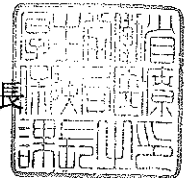


保医発0417第2号
平成24年4月17日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月17日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第2部第2節第1款C108(2)中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 2 別添1第2章第2部第2節第1款C108-2(2)中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後		現 行
別添1	医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特掲診療料		第2章 特掲診療料
第2部 在宅医療		第2部 在宅医療
第2節 在宅療養指導管理料		第2節 在宅療養指導管理料
第1款 在宅療養指導管理料		第1款 在宅療養指導管理料
C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料		C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料
(1) 略		(1) 略
(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルビプロフェンアセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズ注射用ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズタイプの連続注入器等に必要な応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。		(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はフルビプロフェンアセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズ注射用ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズタイプの連続注入器等に必要な応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。
ア薬液が取り出せない構造であること		ア薬液が取り出せない構造であること
イ患者等が注入速度を変えられること		イ患者等が注入速度を変えられること
また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズ注射用ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロニンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。		また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズ注射用ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロニンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ～ (10) 略

C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法のいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズバルタイプの連続注入器等に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であること
イ患者等が注入速度を変えられること

また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズバル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ～ (10) 略

(3) ～ (10) 略

C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はフルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法のいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズバルタイプの連続注入器等に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であること
イ患者等が注入速度を変えられること

また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズバル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ～ (10) 略